

## 日本看護福祉学会研究倫理審査委員会規程

本学会は、学会員による人を対象とした研究が、「日本看護福祉学会倫理指針」に定める基本理念および基本原則を満たすものでなければならないとの立場に立ち、ここに研究倫理審査委員会規程を定める。

### (目的)

第1条 学会員による人を対象とした研究が「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）」ならびに「看護研究における倫理指針（日本看護協会）」「(一般社団法人) 日本社会福祉学会研究倫理指針」を考慮しながら倫理的配慮のもとに行われるかどうかを審査することを目的とする。

### (委員会の構成)

第2条 委員会は理事長のもとにおき、委員会は5名以上で構成し以下の要件をみたすこととする。

- ① 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれること
  - ② 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれること
  - ③ 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること
  - ④ 倫理審査委員会の設置者の所属機関に所属しない複数の者含まれていること
  - ⑤ 男女両性で構成されていること
- 2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし補欠役員の任期は前任者の在任期間とする。
  - 3 委員会に委員長、副委員長は委員の互選により選出する。

### (審査)

第3条 審査は「通常審査」と「迅速審査」の2通りとする。

- 2 「迅速審査」とは研究協力における対象者への直接的侵襲を伴わない研究または軽微な侵襲を伴う研究であって、介入を行わないものに関する審査である。

### (申請者の条件)

第4条

申請にあたっては、以下の条件全てを満たす者が申請者となり得る。

- ① 看護福祉両分野に関する研究を行っていること

- ② 所属機関に研究に関する倫理委員会が存在しないこと
- ③ 所属する職能団体において倫理審査ができないこと
- ④ 所属する職場長の許可が得られていること

(申請の手順)

第5条 申請者は、研究計画書に申請書(様式1, 2)を添えて、原本1部、コピー5部を本学会庶務担当理事当てに「簡易書留」郵送で提出する。

- 2 研究計画書には、研究課題、研究組織、目的、方法、対象者、データ収集・分析方法、研究における倫理的配慮を含むこと。研究協力説明・依頼文書、同意書等を付す。

(迅速審査)

第6条 迅速審査は、委員長と副委員長が提出された研究計画書について適当であると判断した場合に「承認」とする。

- 2 迅速審査で「承認」「条件付き承認」がえられなかった研究計画書は、通常審査で審議される。

(通常審査)

第7条 通常審査は「メール審査」または「委員を招集しての審査」とする。

- 2 いずれの審査も「承認」「条件付承認」「不承認」の判定は、委員の3分の2以上の合意に基づいて行う。
- 3 メール審査で委員の3分の2以上の合意が得られない場合には、委員を招集しての審査を行う。

(審査結果)

第8条 委員長は審査結果を理事長に報告する。

- 2 理事長は承認番号を付した審査結果通知書により申請者に通知する。

(条件付き承認の場合の確認)

第9条 条件付き承認の修正申請は、結果通知書の承認年月日から3カ月以内とする。申請者は対照表などによって修正・変更点を明示し、かつ、研究計画書に申請書(様式1, 2)を添えて、原本1部、コピー3部を本学会庶務担当理事宛に郵送で提出する。

- 2 提出された研究計画書について、委員長と副委員長の確認によって、適当と判断された場合に「承認」と判定される。

(再審査の申請)

第10条 再審査の申請は、結果通知から3カ月以内とする。申請者は対照表などによって修正・変更点を明示し、かつ、研究計画書に申請書(様式1、2)を添えて、原本1部、コピー3部を本学会庶務担当理事宛に郵送で提出する。

2 提出された研究計画書について、委員長と副委員長により再審査される。

(異議申し立て)

第11条 異議申し立ては結果通知から2週間以内に、理事長あてに書面により申し立てる。

(委員の守秘義務)

第12条 委員及び関係者は、審査等を通して知り得た情報を、他に漏らしてはならない。

2 委員及び関係者は、審査等を通して知り得た情報を、自らの研究に利用してはならない。

(申請に関わる経費)

第13条 申請に関わる経費は1件10,000円とし、申請時に学会財務口座に振り込む。

(規程の改正等)

第12条 本規定の改正等は、理事会の議を経て定める。

附則

この規程は、平成29年11月3日から施行する。